

認定指導員規程

(定義)

第1条 本規程の指導員とは、本連盟認定スキー指導員A、認定スノーボード指導員A(以下、「認定指導員A」という)、認定スキー指導員B、認定スノーボード指導員B(以下、「認定指導員B」という)をいう。

(任務)

第2条 認定指導員Aは、地域のリーダーとしての自覚と誇りをもって、スキー及びスノーボードの普及に努めなければならない。認定指導員Bは所属加盟団体や公認スキー学校で、指導員としての自覚と誇りをもって、スキー及びスノーボードの普及に努めなければならない。

(資格)

第3条 指導員は、認定指導員検定会規程に定めた検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことによって資格が付与される。

(活動の範囲)

第4条 認定指導員Aは、北海道地域指導員としての資格を持ち、北海道内で指導活動できる。認定指導員Bは、指導対象を初心・初級者とし、検定会で合格した加盟団体及び公認スキー学校で指導活動することを原則とする。ただし、やむを得ない事情で加盟団体長及び公認スキー学校長の両者間で承認を交わした場合に限り、相互での活動を認める。

(有効期限)

第5条 認定指導員Aの有効期限は、合格年度及び更新年度から2年間とする。認定指導員Bは、単年度資格とし合格年度のみとする。

(義務)

第6条 認定指導員Aは、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) 任務を遂行するため、資格有効期限内に、所定の指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

(2) 所属加盟団体の事業には優先的に参加しなければならない。

2 認定指導員Bは、所属加盟団体・公認スキー学校の事業には優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第7条 認定指導員Aで、所定の研修会に2年続けて欠席したときは、その資格を停止するものとする。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格の解除)

第8条 認定指導員Aの資格の停止解除は、研修会修了をもって資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第9条 指導員で次の各号の一に該当する者は、理事会の決定によって、指導員の資格を喪失するものとする。

(1) 指導員として体面を汚すような行為があったとき。

(2) SAJ会員登録料ならびに資格者年次登録料を納入しないとき。

(3) 準指導員の資格を取得した者は、自動的に資格を喪失する。

2 指導員の資格を返上したいときは、その理由を付し、加盟団体長を経て本連盟会長にその旨届出て、教育本部理事会の承認を受けなければならない。

3 認定指導員Bは、合格年度の7月末をもって自動的に資格を喪失する。

(資格の再認定)

第10条 認定指導員Aで期日までに登録手続きを行わず資格を喪失した者は、その理由を付し、加盟団体長を経て再認定を申請することができる。

2 資格再認定申請期限は、9月1日から10月末日までとする。

3 資格再認定申請料は、1名につき5,000円とする。

4 教育本部理事会において認定する。

5 再認定された資格は、認定された時点から有効になる。

(登録料の納入)

第11条 認定指導員Aは、SAJ会員登録料の他に別に定める年次登録料を本連盟に納入しなければならない。

2 認定指導員Bは、受検要件であるSAJ会員登録料の他に公認料として有効年度毎に1,000円を本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は教育本部理事会の決議による。

附 則 平成17年12月 1日 制定

附 則 平成24年 8月 1日 改正

附 則 平成28年 9月25日 改正

附 則 平成29年 9月23日 改正

附 則 平成30年 7月16日 改正

附 則 令和 3年 7月24日 改正

附 則 令和 6年 9月 6日 改正

附 則 令和 6年10月30日 改正